

湖総契 第 162 号
平成 29 年 11 月 27 日

建設工事 入札参加者 各位

湖西市長 影山 剛士

平成 30 年度からの入札契約制度の改正事項について（通知）

日頃より、本市の公共事業の推進にあたりまして、ご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成 30 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事から、入札契約制度を下記のとおり変更することを決定しました。

つきましては、入札参加者の皆様におかれましては、ご留意いただきますようお願いいたします。

なお、平成 30 年 3 月中を目途に、より詳細な通知を発出することを予定しています。

記

1. 社会保険等未加入者による下請負の禁止（一次下請契約のみ）

- （1）雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入する義務があるにもかかわらず、その義務を履行していない企業（社会保険等未加入者という。以下同じ。）は、建設業界が健全に発展するために必要とされる「処遇の向上による担い手の確保・育成」や「法定福利費を適切に負担する企業による公平な競争」を阻害しているとされています。

このことから、本市では、平成 28 年 4 月 1 日以降は、社会保険等未加入者を入札に参加させないようにしていますが、この取組を推進させることが必要と考え、平成 30 年 4 月 1 日からは、受注者（元請業者）が社会保険等未加入者と一次下請契約を締結することを禁止とします。（建設工事請負契約約款等を改正します。）

- （2）社会保険等未加入者と一次下請契約を締結した受注者（元請業者）は、やむを得ない理由があると認められない場合（やむを得ない理由があると認められた場合であっても、本市が指定する期限内に当該一次下請負人が加入しない場合）には、指名停止措置等の対象となりますので、ご注意ください。

- （3）今後、この取組を更に推進させるため、二次下請以下を含め、全ての下請負人についても、社会保険等未加入者による下請負を禁止することを予定しています。

2. 相指名業者による下請負の禁止

- (1) 相指名業者（同一の競争入札において入札した者をいう。以下同じ。）による下請負については、法令で禁止されていませんが、入札前に下請契約することを約束して特定の企業に受注させる等、入札参加者同士が結託するおそれを生じさせ、入札談合に繋がりがかねない行為であることから、望ましくないものとされています。

そのため、本市では、過去から相指名業者による下請負を禁止していましたが、平成 23 年 12 月 1 日以降は、一定の条件を満たす場合には、それを認めるものとしてきました。

しかし、多くの発注機関が相指名業者による下請負を禁止（若しくは下請負しないよう受注者（元請業者）等に指導）していることや、近年の本市における建設工事の入札では、談合情報対応マニュアルに基づき対応しなければならない事案が毎年発生しているという事実を踏まえ、平成 30 年 4 月 1 日からは、相指名業者による下請負を禁止とします。（建設工事競争契約入札心得、建設工事請負契約約款等を改正します。）

- (2) 受注者（元請業者）は、やむを得ない事情により相指名業者と下請契約を締結しなければ、工事が施工できない状況となった場合には、事前に本市から承諾を得てください。

本市が承諾していないにもかかわらず、相指名業者と下請契約した場合には、受注者（元請業者）及び当該相指名業者（下請業者）は、指名停止措置等の対象となりますので、ご注意ください。

- (3) 社会保険等未加入者による下請負と違い、禁止の対象は全ての下請負人としているため、受注者（元請業者）は、下請契約を締結する場合には、相指名業者による下請負が禁止されていることを周知していただくようお願いします。

- (4) 公正取引委員会の「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成 6 年 7 月 5 日策定）では、入札に参加しようとする事業者が当該入札に関する情報を相互に交換するような行為は、独占禁止法上問題となり得るとされています。

したがって、この内容を遵守するためであっても、下請契約を予定している企業との間で、辞退者を決めることを目的に連絡を取る行為については、建設工事競争契約入札心得第 6 条で禁止している「独占禁止法等に抵触する行為」に該当するものと考えられますので、行わないようにしてください。

- (5) 本市契約検査課通知「相指名業者の下請の取扱いについて」（平成 23 年 12 月 1 日付け号外）は、平成 30 年 4 月 1 日をもって廃止します。

3. 最低制限価格及び調査基準価格の設定対象の変更

- (1) 公共工事の入札では、ダンピング受注（適正な施工が通常見込まれない金額での契約をいう。）を防止することが、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）等によって求められているため、本市における建設工事の入札では、原則として、予定価格が 3,000 万円（土木一式工事及び舗装工事にあつては 5,000 万円、建築一式工事にあつては 7,000 万円）以上の工事に調査基準価格を設定し、それ以外の工事に最低制限価格を設定するものとしています。

このうち、最低制限価格とは、その設定価格を下回った入札者を一律失格とする価格であり、もう一方の調査基準価格とは、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合に該当するか否かについての調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うための基準となる価格です。

本市としては、最低制限価格を設定する入札では、その設定価格を下回る価格で入札して失格となった者の方が、上回る価格で入札した者よりも施工能力が高い可能性があり得るため、調査基準価格を設定する入札の方が望ましいと考えています。

したがって、平成 30 年 4 月 1 日からは、土木一式工事、建築一式工事及び舗装工事についても予定価格が 3,000 万円以上の入札においては、調査基準価格を設定するものとします。（これまでと同様に、入札公告等において、最低制限価格及び調査基準価格の設定状況を明示します。）

- (2) 今後、本市の低入札価格調査の能力向上が図られれば、調査基準価格の設定対象を更に拡大することを予定しています。

4. 施工体制台帳等に基づく施工体制等の点検の実施

公共工事の発注者には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 14 条により、工事現場の施工体制を適正なものとするため、施工体制等が施工体制台帳に合致しているかどうかの点検等を行うことが求められています。

このことから、本市においても、平成 30 年 4 月 1 日からは、監督員等が施工体制等の点検を実施しますので、受注者（元請業者）におかれましては、同法第 13 条第 2 項に基づき、この点検に協力していただくようお願いします。

5. 現場代理人が他工事に従事できる要件の緩和

- (1) 本市では、契約の的確な履行を確保するため、現場代理人の工事現場への常駐を建設工事請負契約約款によって義務づけていますが、昨今の通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と連絡をとることが

容易になっているため、建設工事現場代理人取扱要綱（平成 28 年湖西市告示第 100 号）を制定し、平成 28 年 4 月 1 日以降は、一定の条件を満たす場合には、現場代理人が他工事の現場代理人や技術者等を兼任することを認めています。

しかし、厳しい経営環境下における技術者不足に対応することが必要なことや、施工体制等を点検することで、より適正な施工体制の確保が期待できることなどを考慮し、平成 30 年 4 月 1 日からは、同要綱第 5 条及び第 10 条に定める現場代理人が他工事の現場代理人や技術者等を兼任できる条件のうち、「契約金額 500 万円未満」を「契約金額 1,000 万円未満」に緩和します。

- (2) (1)で緩和するとしている条件は、国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」（平成 23 年 11 月 14 日付け国土建第 161 号）等を踏まえ、順次、緩和していくことを予定しています。
- (3) 同要綱第 8 条に定める建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号に規定する営業所の専任技術者であっても、現場代理人として配置できる工事の要件（「契約金額 500 万円未満」他）については、現行から変更しませんので、ご注意ください。

担 当：総務部 契約管財課 契約検査係
電 話：053-576-1178
FAX：053-576-1115